

ご協力をお願いします

消費生活トラブルを防ぐために

身近な契約・解約トラブル等の 情報をお寄せください

締切

令和6年

11/30

締切以降も随時
募集しています

身近な契約トラブル例

インターネット広告

トイレが詰まったので
インターネットで検索し「3,000円～」
と表示されていたので修理に来て
もらったら 30 万円を請求された。



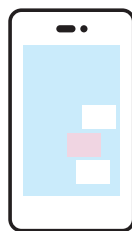
定期購入

SNS 広告でサプリメントを購入し、
いつでも解約できると思っていたが
「1,000 円割引のクーポン」を使用
したところ契約が 4 回の継続購入に
変更されていた。



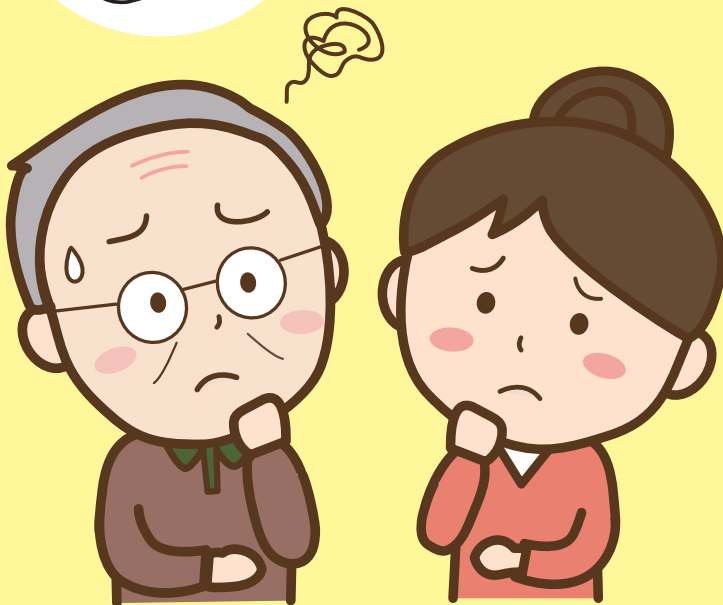
副業

「スマホ一つで隙間時間
にできる副業」をして
収入を得るはずが、
高額なサポート契約を
したことになって、
借金を抱えてしまった。



マルチ商法 ネットワークビジネス

マッチングアプリで知り合った
相手に「良い話がある」と
連れていかれた事務所で
突然ネットワークビジネスの
勧誘をされ、契約してしまった。



目的

この事業は、適格消費者団体 NPO 法人消費者支援ネットワークいしかわが消費者庁から
「消費者被害の実態調査業務（中部地方）」を受託して令和6年11月30日まで実施します。

本調査は、令和5年10月に消費者裁判手続特例法の一部改正法が施行されたことを踏まえ、消費者の財産的被害の発生又は、拡大の状況、消費者裁判手続特例法による被害回復の可否につき具体的な検討を加えるとともに、消費者被害の実態調査を行います。

・提供された情報は、次のア～ウの検討を行うために当該情報を利用します。

- ア 民法、消費者契約法その他の消費者被害の回復に際して適用されることが多い法律を適用した場合の消費者と事業者との法律関係
- イ 消費者裁判手続特例法に規定する被害回復裁判手続その他の消費者被害の回復に際して考えられる手段により、情報収集した消費者被害を回復することが可能か否か
- ウ 消費者被害と孤独・孤立問題との関連性

情報提供先・お問合わせ

適格消費者団体 NPO法人 消費者支援ネットワークいしかわ

〒920-0206 石川県金沢市北寺町へ9番地3

TEL 076-254-6733 FAX 076-254-6744

ホームページ <https://csnet-ishikawa.com/> Mail info@csnet-ishikawa.com

情報提供にあたって のお断り

- (1) 寄せられた情報は、個人情報を除いた情報提供の概要を消費者庁に報告します。また当会の調査・分析・研究・事業者等への差止請求に係る活動等に活用させていただきます。情報提供者の同意を得ずに他の目的では利用いたしません。
- (2) 寄せられた情報について、さらに詳細を情報提供者に確認させていただくことがあります。
- (3) 寄せられた情報について、社会的緊急性や公共の利益を害する可能性があり、当会が一般に公表を必要と判断した場合は情報提供者の個人情報を取り除き、当会のホームページ等で注意喚起情報として掲載する場合があります。

- 当会ホームページの「情報提供ポスト」、電子メール、FAX、電話にて情報をお寄せください。
- お手元に契約書や事業者等とのやり取り（メール等）がありましたらご提供をお願いします。
- 情報収集期間は 令和6年11月30日までとなっておりますが常時、情報提供を受け付けております。

内容をまとめたり、このまま FAX **076-254-6744** 用にお使いください。

※可能な範囲でご記入ください。また、書ききれない場合は別紙を追加してご記入ください。

相談者情報	(ふりがな) 氏名	住所 〒		
	年代 歳	電話番号 ()	—	
	性別 男・女・その他	メールアドレス		
	職業	今回の相談内容について周囲の人に相談する機会がありましたか 有 (家族・親戚・友人・その他 ())・無		
	消費者庁への情報提供に 同意する・同意しない		当会での差止請求に係る活動等の活用に 同意する・同意しない	
トラブル概要	事業者等とのやりとりや状況などについて（できるだけ詳しく）			
販売・契約 事業者情報	事業者名 住所	電話番号 () —		
契約日	年 月 日			
発生時期	年 月 日			
内容	商品・サービスの内容			
金額	契約した金額 () すでに支払った金額 ()			
支払方法	現金、クレジット ()、その他 ()			
取引形態	知人、店舗、訪問販売、電話（かかってきた・かけた）、デジタルプラットフォーム その他 ()			
デジタル プラット フォーム 提供事業者 情報	事業者名 住所	電話番号 () —		
取引 形態	<ul style="list-style-type: none"> ・検索サービス ・オンライン・ショッピング・モール ・アプリケーション・マーケット ・予約サービス ・オンライン・フリーマーケット ・コンテンツ（動画等）配信サービス ・電子決済サービス ・SNS () ・シェアリングエコノミー・プラットフォーム ・動画共有サービス ・インターネット・オークション ・その他 () 			

個人の被害救済等相談の連絡先は

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

(地方公共団体が設置している消費生活相談)